2. 運行管理者等の選任　　重要度　★★★

（1）運行管理者の選任

一般貨物自動車運送事業者は、**事業用自動車（被けん引自動車を除く）の運行を管理する営業所ごと**に、当該営業所が運行を管理する**事業用自動車の数を30で除して得た数（小数点以下は切り捨て）に1を加算して得た数以上**の運行管理者を選任しなければなりません。

ただし、**5両未満**の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該**事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるもの**※については、この限りではありません。

●運行管理者の選任数

{事業用自動車の数（被けん引自動車を除く）÷30}＋1

事業用自動車の数（被けん引車を除く）	必要な運行管理者数
1～29両	1名
30両～59両	2名
60両～89両	3名
90両～119両	4名
120両～149両	5名

※以降、車両数が30両増すごとに運行管理者1名を加算する。

※「事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるもの」とは

①霊きゅう自動車の運行のみを管理する営業所

②一般廃棄物の収集のために使用される自動車の運行のみを管理する営業所

③一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの）に存する営業所